



一般社団法人

日本リユース業協会

Japan Reuse Affairs Association

2024年1月26日（金）

関係者各位

一般社団法人 日本リユース業協会

代表理事 石原卓児

当協会における誇大広告の禁止における遵守事項の制定について

我々一般社団法人 日本リユース業協会は、リユース業界全体が透明性の高い健全なる発展を通じて、持続可能な循環型社会の形成に貢献することを理念に掲げ、かねてよりリユース業の認知向上および健全なビジネス環境の発展に資するべく活動しております。

今般、各企業様が発出されている広告の中には、誇大広告や虚偽広告（以下「誇大広告」という。）が見受けられており、お客様が誤認してしまうケースや実際に利用した際に不利益を被るケースが発生しております。お客様が誇大広告で不利益を被らないように、当協会では「誇大広告の禁止における遵守事項」を制定し、協会参画企業はこれらの遵守により、透明性ならびに信頼性を担保することといたします。

下記がその遵守事項となります。

【誇大広告の禁止における遵守事項】

基本要項

- ・公序良俗に反していないこと
- ・反社会的勢力や犯罪を肯定し、又は、助長するような表現を避けること
- ・WEB 広告、ペイドメディア媒体等における表現も本ガイドラインを遵守すること
- ・資本関係のない企業について、許可なく掲載を行わないこと

商標権利者、著作権者への配慮

- ・ショッパーや箱、ロゴの無断使用を行わないこと
- ・商標権所持者作成の広告物の無断使用を行わないこと
- ・広告主を明示する（アライアンスの際）こと
- ・不正品（模造品・盗品）に対する表現を行わないこと

買取価格における表現

- ・掲出する買取価格例は取引実績日時を必ず明示すること
- ・掲出した価格と乖離する可能性があることを必ず明記すること



一般社団法人

日本リユース業協会
Japan Reuse Affairs Association

価格表示、販売方法における表現

- ・価格表示は、消費税相当額を含んだ総額表示方式とすること
- ・二重価格表示は、元の価格の根拠が明確であること、また、期間、数量等の制限がある場合は、その事項を併せて表記すること
- ・「投げ売り」、「特売」、「早い者勝ち」等、契約を急がせる表現でないこと（「先着順」は手続きの説明のため、該当しない）

口コミに対する誘発及び対価の支払

- ・口コミを条件としたインセンティブ、例えば、「口コミを書いたらクーポンを差し上げます」、「口コミを書いたらお会計から10%割引」といったキャンペーンは実施しないこと
※上記はプロモーションとして定義し、「広告」という文言を必ず使用すること
- ・口コミを利用して競合他社、商標権利者及び利用者等への不利益を与えないこと

過剰表現、その他誤解を与えかねない表現

- ・「日本初」「業界初」「満足度No.1」「当社だけ」等の誇大表現になりかねない表記は、専門機関やメディアによる調査結果等の根拠を明示すること
- ・根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等、故意に誤認を誘う表現をしないこと
※自社及びグループ会社等による業界及び他社情報を含む調査結果は不可
※専門機関やメディアによる調査結果の掲出は可能

当団体はこれからもリユース業界の透明性の高い健全なる発展のため、また安心してサービスを利用できるように消費者を守るため、協会として社会的責任を果たすべく尽力してまいります。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

<本件に関するお問合せ先>

一般社団法人 日本リユース業協会 担当：岩崎

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-12 虎ノ門水野ビル 5F

TEL：03-6435-6035 URL: <https://www.re-use.jp/> メール：info@re-use.jp